

事業所名 _____
 事業所番号 _____
 サービス種類 _____

介護福祉士

前年度(3月を除く)

実績月数

☐ 前年度(3月を除く)

合計		
一月あたりの平均値		
介護福祉士の割合		

☐ 届出日の属する月の前3月

合計		
一月あたりの平均値		
介護福祉士の割合		

備考

- ・本計算書は、有資格者等の割合が要件となっている加算の届出を行う際に、事業所・施設において使用している勤務割表等を自治体に提出する場合の参考資料としてご活用ください。なお、有資格者等の割合の計算根拠資料が他にある場合は、本計算書の添付は不要です。
また、自治体が定める「(別紙7)従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を作成して提出する場合も、本計算書の添付は不要です。
- ・本計算書は、黄色網掛けのセルについて記入または選択をしてください。
- ・「1. 割合を計算する職員」は、本計算書で計算する有資格者等の種類を選択してください。
- ・「2. 有資格者等の割合の算定期間」は、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始した、または再開した事業所)については、届出日の属する月の前3月について計算します。それ以外は前年度(3月を除く)の平均を用いて計算しますので、該当の期間を選択し、実績月数を記入してください。
- ・「3. 常勤換算方法による計算」
 - 常勤換算方法とは、非常勤の従業員について「事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業員の員数に換算する方法」であるため、常勤の従業員については常勤換算方法によらず、実人数で計算します。
常勤で兼務の従業員については、実態に応じて以下の①・②に実人数または勤務延時間数を記入してください。
 - ①当該事業所または施設において常勤の職員が勤務すべき一月あたりの時間数を記入してください。
 - ②当該事業所または施設における、常勤換算方法の対象外である常勤の職員の人数を記入してください。
(常勤・専従の職員、当該事業所または施設で他の職種を兼務している常勤の職員等)
 - ③常勤の職員のうち、併設事業所等の他の職種を兼務しており、1人と計算するのが適当ではない職員の勤務延時間数を記入してください。
 - ④非常勤の職員の勤務延時間数を記入してください。
- ※「常勤・非常勤」の区分について
常勤とは、当該事業所または施設における勤務時間が、当該事業所または施設において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数に達していることをいいます。雇用の形態は考慮しません。例えば、常勤者は週に40時間勤務することとされた事業所であれば、非正規雇用であっても、週40時間勤務する従業員は常勤扱いとなります。
- ※従業員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算にあたり、常勤の従業員が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1(常勤)として取り扱うことが可能です。
この場合、「②常勤換算方法の対象外である常勤の職員数」の欄に1(人)として記入してください。
- ※新規事業所等で、届出日の属する月の前3月により計算する場合は、該当する月に人数・勤務延時間数等を記入してください。
- ・その他、各加算における規定は各サービスの告示等をご確認ください。

テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設 ☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設 ☐ 3 短期入所生活介護

① 入所（利用）者全員に見守り機器を使用 ② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用 ③ 導入機器 <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用 途</td> <td></td> </tr> </table> ④ 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施 i 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 iii 緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等） iv 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む） v 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 vi 夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施 ⑤ ④ i の委員会で安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認	名 称		製造事業者		用 途		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ 有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
名 称							
製造事業者							
用 途							

備考1 要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 ④ i の委員会には夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。

定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（訪問介護事業所）

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了

(1) 利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、24時間対応できる体制にあること。 連絡方法		有 ・ 無 ☐ ・ ☐
(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受けている。		有 ・ 無 ☐ ・ ☐
(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けようとする計画を策定している。 実施予定年月日 年 月 日		有 ・ 無 ☐ ・ ☐

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

1 事業所名																																	
2 異動区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了																														
3 施設種別	☐ 1 訪問介護事業所 ☐ 2 (介護予防) 訪問看護事業所 (訪問看護ステーション) ☐ 3 (介護予防) 訪問リハビリテーション事業所 ☐ 4 (介護予防) 短期入所生活介護事業所 ☐ 5 (介護予防) 短期入所療養介護事業所 ☐ 6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ☐ 7 訪問型サービス事業所																																
4 歯科医療機関との連携の状況	1. 連携歯科医療機関 <table border="1"> <tr><td>歯科医療機関名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>歯科医師名</td><td></td></tr> <tr><td>歯科訪問診療料の算定の実績</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>連絡先電話番号</td><td></td></tr> </table> 2. 連携歯科医療機関 <table border="1"> <tr><td>歯科医療機関名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>歯科医師名</td><td></td></tr> <tr><td>歯科訪問診療料の算定の実績</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>連絡先電話番号</td><td></td></tr> </table> 3. 連携歯科医療機関 <table border="1"> <tr><td>歯科医療機関名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>歯科医師名</td><td></td></tr> <tr><td>歯科訪問診療料の算定の実績</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>連絡先電話番号</td><td></td></tr> </table>			歯科医療機関名		所在地		歯科医師名		歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日	連絡先電話番号		歯科医療機関名		所在地		歯科医師名		歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日	連絡先電話番号		歯科医療機関名		所在地		歯科医師名		歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日	連絡先電話番号	
歯科医療機関名																																	
所在地																																	
歯科医師名																																	
歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日																																
連絡先電話番号																																	
歯科医療機関名																																	
所在地																																	
歯科医師名																																	
歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日																																
連絡先電話番号																																	
歯科医療機関名																																	
所在地																																	
歯科医師名																																	
歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日																																
連絡先電話番号																																	

注1 「連携歯科医療機関」とは、利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に対して、口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談できる体制を確保している歯科医療機関である。

注2 「連携歯科医療機関」は1つ以上の記載が必要である。なお、記入欄が不足している場合には、「歯科医療機関との連携の状況」のみを追加記載した様式を別途添付しても差し支えない。

注3 「歯科訪問診療料の算定の実績」とは、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績であり、直近の算定日を記載すること。

※ 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

認知症専門ケア加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設種別	☐ 1 訪問介護 ☐ 2 (介護予防)訪問入浴介護 ☐ 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ☐ 4 夜間対応型訪問介護
届出項目	☐ 1 認知症専門ケア加算(Ⅰ) ☐ 2 認知症専門ケア加算(Ⅱ)

	有 ・ 無																		
1. 認知症専門ケア加算（Ⅰ）に係る届出内容																			
(1) 利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の割合が50%以上である	☐ ・ ☐																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">① 利用者の総数 注</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>③ ②÷①×100</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table> 注 届出日の属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用実人員数又は利用延人員数で算定。	① 利用者の総数 注	人	② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	人	③ ②÷①×100	%													
① 利用者の総数 注	人																		
② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	人																		
③ ②÷①×100	%																		
(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数に応じて必要数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している	☐ ・ ☐																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">人</td> </tr> </table> 【参考】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数</th> <th style="width: 40%;">研修修了者の必要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">20人未満</td><td style="text-align: center;">1以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20以上30未満</td><td style="text-align: center;">2以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">30以上40未満</td><td style="text-align: center;">3以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">40以上50未満</td><td style="text-align: center;">4以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">50以上60未満</td><td style="text-align: center;">5以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">60以上70未満</td><td style="text-align: center;">6以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">～</td><td style="text-align: center;">～</td></tr> </tbody> </table>	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人	日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数	20人未満	1以上	20以上30未満	2以上	30以上40未満	3以上	40以上50未満	4以上	50以上60未満	5以上	60以上70未満	6以上	～	～	
認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人																		
日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数																		
20人未満	1以上																		
20以上30未満	2以上																		
30以上40未満	3以上																		
40以上50未満	4以上																		
50以上60未満	5以上																		
60以上70未満	6以上																		
～	～																		
(3) 従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している	☐ ・ ☐																		
2. 認知症専門ケア加算（Ⅱ）に係る届出内容																			
(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の(2)・(3)の基準のいずれにも該当している ※認知症専門ケア加算（Ⅰ）に係る届出内容(2)～(3)も記入すること。	☐ ・ ☐																		
(2) 利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の割合が20%以上である																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">① 利用者の総数 注</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>③ ②÷①×100</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table> 注 届出日の属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用実人員数又は利用延人員数で算定。	① 利用者の総数 注	人	② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注	人	③ ②÷①×100	%													
① 利用者の総数 注	人																		
② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注	人																		
③ ②÷①×100	%																		
(3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している	☐ ・ ☐																		
(4) 事業所において介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	☐ ・ ☐																		

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修を、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る適切な研修を指す。

※認知症看護に係る適切な研修 ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」
(認定証が発行されている者に限る)

備考3 認知症専門ケア加算(Ⅱ)の算定にあつては、認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになる。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護においては、1.(1)、2.(2)の割合は、利用実人員数を用いる。(利用延人員数は用いない)

認知症専門ケア加算に係る届出書

(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護
(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設種別	☐ 1 (介護予防) 短期入所生活介護 ☐ 2 (介護予防) 短期入所療養介護 ☐ 3 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 ☐ 4 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ☐ 5 地域密着型特定施設入居者生活介護 ☐ 6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ☐ 7 介護老人福祉施設 ☐ 8 介護老人保健施設 ☐ 9 介護医療院
届出項目	☐ 1 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) ☐ 2 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)

	有 ・ 無																
1. 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) に係る届出内容																	
(1) 利用者又は入所者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の割合が50%以上である	☐ ・ ☐																
<table><tr><td>① 利用者又は入所者の総数 注</td><td>人</td></tr><tr><td>② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注</td><td>人</td></tr><tr><td>③ ②÷①×100</td><td>%</td></tr></table>	① 利用者又は入所者の総数 注	人	② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注	人	③ ②÷①×100	%											
① 利用者又は入所者の総数 注	人																
② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注	人																
③ ②÷①×100	%																
注 届出日の属する月の前3月の各月末時点の利用者又は入所者の数(訪問サービスでは前3月間の利用実人員数又は利用延べ人数)の平均で算定。																	
(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数に応じて必要数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している	☐ ・ ☐																
<table><tr><td>認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数</td><td>人</td></tr></table>	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人															
認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人																
【参考】 <table><tr><td>日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数</td><td>研修修了者の必要数</td></tr><tr><td>20人未満</td><td>1以上</td></tr><tr><td>20以上30未満</td><td>2以上</td></tr><tr><td>30以上40未満</td><td>3以上</td></tr><tr><td>40以上50未満</td><td>4以上</td></tr><tr><td>50以上60未満</td><td>5以上</td></tr><tr><td>60以上70未満</td><td>6以上</td></tr><tr><td>～</td><td>～</td></tr></table>	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数	20人未満	1以上	20以上30未満	2以上	30以上40未満	3以上	40以上50未満	4以上	50以上60未満	5以上	60以上70未満	6以上	～	～	
日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数																
20人未満	1以上																
20以上30未満	2以上																
30以上40未満	3以上																
40以上50未満	4以上																
50以上60未満	5以上																
60以上70未満	6以上																
～	～																
(3) 従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している	☐ ・ ☐																
2. 認知症専門ケア加算 (Ⅱ) に係る届出内容																	
(1) 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) の基準のいずれにも該当している ※認知症専門ケア加算 (Ⅰ) に係る届出内容(1)～(3)も記入すること。	☐ ・ ☐																
(2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施している	☐ ・ ☐																
(3) 事業所又は施設において介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	☐ ・ ☐																

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修を、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る適切な研修を指す。

※認知症看護に係る適切な研修 ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」
(認定証が発行されている者に限る)

備考3 認知症専門ケア加算(Ⅱ)の算定にあつては、認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになる。

(別紙13)

看取り連携体制加算に係る届出書
(訪問入浴介護事業所、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所)

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
事業所等の区分	☐ 1 訪問入浴介護事業所 ☐ 2 短期入所生活介護事業所 ☐ 3 小規模多機能型居宅介護事業所

看取り連携体制加算に係る届出内容			有 ・ 無
訪問入浴 介護	①	訪問看護ステーション等との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等により訪問看護等が提供されるよう訪問入浴介護を行う日時を当該訪問看護ステーション等と調整している。	☐ ・ ☐
	②	看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている。	☐ ・ ☐
	③	看取りに関する職員研修を行っている。	☐ ・ ☐
	④	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っている。	☐ ・ ☐
短期入所 生活介護	①	看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定している。	☐ ・ ☐
	②	看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定している。かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保している。	☐ ・ ☐
	③	看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に当該方針の内容を説明し、同意を得ている。	☐ ・ ☐
	④	ケアカンファレンスや対応の実践を振り返る等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス体制について、適宜見直しを行っている。	☐ ・ ☐
	⑤	短期入所生活介護事業所において看取りを行う際には、個室又は静養室を利用するなど、プライバシーの確保及び家族へ配慮をすることについて十分留意している。	☐ ・ ☐
	⑥	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っている。	☐ ・ ☐

小規模多機能型居宅介護	①	看護職員配置加算（Ⅰ）を算定している。	☐ ・ ☐
	②	看護師により24時間連絡できる体制を確保している。	☐ ・ ☐
	③	看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に当該方針の内容を説明し、同意を得ている。	☐ ・ ☐
	④	ケアカンファレンスや対応の実践を振り返る等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス体制について、適宜見直しを行っている。	☐ ・ ☐
	⑤	宿泊室等において看取りを行う場合に、プライバシーの確保及び家族へ配慮をすることについて十分留意している。	☐ ・ ☐
	⑥	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っている。	☐ ・ ☐

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 (介護予防) 訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

1 事業所名		
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了	
3 施設種別	☐ 1 (介護予防) 訪問入浴介護 ☐ 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ☐ 3 夜間対応型訪問介護	
4 届出項目	☐ 1 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ☐ 2 サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) ☐ 3 サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	
5 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。 ③ 健康診断等を定期的実施すること。	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐

6 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が60%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
	又は		
	①に占める③の割合が25%以上		
	③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	

(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が40%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
	又は		
	①に占める③の割合が60%以上		
	③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者等の総数 (常勤換算)	人	

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
	又は		
	①に占める③の割合が50%以上		
	③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者等の総数 (常勤換算)	人	
常勤職員の状況 (定期巡回のみ)	①に占める②の割合が60%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
	① 従業者の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
	① 従業者の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 (常勤換算)	人	

- 備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 備考2 「実務者研修修了者等」には「旧介護職員基礎研修課程修了者」を含む。
- 備考3 従業者とは、訪問入浴介護における訪問入浴介護従業者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者、夜間対応型訪問介護における夜間対応型訪問介護従業者をいう。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、
 地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 通所介護 ☐ 2 （介護予防）通所リハビリテーション ☐ 3 地域密着型通所介護 ☐ 3 （介護予防）認知症対応型通所介護
4 届出項目	☐ 1 サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ☐ 2 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ☐ 3 サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

5 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が70%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	□ ・ □
	又は		
	①に占める③の割合が25%以上		
③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数（常勤換算）	人	□ ・ □	

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が50%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	□ ・ □

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ※介護福祉士等の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が40%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	□ ・ □
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無
	① サービスを直接提供する者の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数（常勤換算）	人	□ ・ □

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

サービス提供体制強化加算に関する届出書

〔 (介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 〕

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 (介護予防) 短期入所生活介護 ☐ ア 単独型 ☐ イ 併設型 ☐ ウ 空床利用型) ☐ 2 (介護予防) 短期入所療養介護 ☐ 3 介護老人福祉施設 ☐ 4 地域密着型介護老人福祉施設 ☐ 5 介護老人保健施設 ☐ 7 介護医療院
4 届出項目	☐ 1 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ☐ 2 サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) ☐ 3 サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

5 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が80%以上	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐				
	<table border="1"> <tr> <td>① 介護職員の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table>		① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人
	① 介護職員の総数 (常勤換算)		人			
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)		人			
又は						
①に占める③の割合が35%以上	<table border="1"> <tr> <td>③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table>	③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数 (常勤換算)	人			
③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数 (常勤換算)	人					
サービスの質の 向上に資する 取組の状況	※ (地域密着型) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院は記載					

(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が60%以上	有 ・ 無 ☐ ・ ☐				
	<table border="1"> <tr> <td>① 介護職員の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table>		① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人
	① 介護職員の総数 (常勤換算)		人			
② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人					

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が50%以上	有 ・ 無 ☐ ・ ☐				
	<table border="1"> <tr> <td>① 介護職員の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table>		① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人
	① 介護職員の総数 (常勤換算)		人			
② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人					
常勤職員の 状況	①に占める②の割合が75%以上	有 ・ 無 ☐ ・ ☐				
	<table border="1"> <tr> <td>① 看護・介護職員の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table>		① 看護・介護職員の総数 (常勤換算)	人	② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人
	① 看護・介護職員の総数 (常勤換算)		人			
② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人					
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上	有 ・ 無 ☐ ・ ☐				
	<table border="1"> <tr> <td>① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table>		① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 (常勤換算)	人
	① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)		人			
② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 (常勤換算)	人					

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設と(介護予防)短期入所生活介護において、別の加算を取得する場合は、別に本届出書を提出すること。空床利用型の(介護予防)短期入所生活介護について届け出る場合は、本体施設である介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設における状況を記載すること。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ☐ 2 看護小規模多機能型居宅介護
4 届出項目	☐ 1 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ☐ 2 サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) ☐ 3 サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

5 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
-------------	--	---

6 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が70%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
	① 従業者（看護師又は准看護師である者を除く（※））の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	
	※看護小規模多機能型居宅介護にあっては、「保健師、看護師又は准看護師である者を除く。」と読み替えるものとする。		
	又は		
	①に占める③の割合が25%以上		
	③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数（常勤換算）	人	☐ ・ ☐

(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が50%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	① 従業者（看護師又は准看護師である者を除く（※））の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	
	※看護小規模多機能型居宅介護にあっては、「保健師、看護師又は准看護師である者を除く。」と読み替えるものとする。		

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が40%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	① 従業者（看護師又は准看護師である者を除く（※））の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	
	※看護小規模多機能型居宅介護にあっては、「保健師、看護師又は准看護師である者を除く。」と読み替えるものとする。		
常勤職員の状況	①に占める②の割合が60%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	① 従業者の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち常勤の者の総数（常勤換算）	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	① 従業者の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数（常勤換算）	人	

- 備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 備考2 従業者とは、小規模多機能型居宅介護における小規模多機能型居宅介護従業者、看護小規模多機能型居宅介護における看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。

サービス提供体制強化加算に関する届出書

〔 (介護予防) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 〕

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 ☐ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 ☐ 3 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
4 届出項目	☐ 1 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ☐ 2 サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) ☐ 3 サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

5 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が70%以上 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>介護職員の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table> 又は ①に占める③の割合が25%以上 <table border="1"> <tr> <td>③</td> <td>①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table>	①	介護職員の総数 (常勤換算)	人	②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	③	①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
①	介護職員の総数 (常勤換算)	人									
②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人									
③	①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数 (常勤換算)	人									
サービスの質の向上に資する取組の状況	※ (介護予防) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は記載										

(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が60%以上 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>介護職員の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table>	①	介護職員の総数 (常勤換算)	人	②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
①	介護職員の総数 (常勤換算)	人						
②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人						

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が50%以上 <table><tr><td>①</td><td>介護職員の総数（常勤換算）</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）</td><td>人</td></tr></table>	①	介護職員の総数（常勤換算）	人	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	有 ・ 無 □ ・ □
①	介護職員の総数（常勤換算）	人						
②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人						
常勤職員の 状況	①に占める②の割合が75%以上 <table><tr><td>①</td><td>看護・介護職員の総数（常勤換算）</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち常勤の者の総数（常勤換算）</td><td>人</td></tr></table>	①	看護・介護職員の総数（常勤換算）	人	②	①のうち常勤の者の総数（常勤換算）	人	有 ・ 無 □ ・ □
①	看護・介護職員の総数（常勤換算）	人						
②	①のうち常勤の者の総数（常勤換算）	人						
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上 <table><tr><td>①</td><td>サービスを直接提供する者の総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち勤続年数7年以上の者の総数 （常勤換算）</td><td>人</td></tr></table>	①	サービスを直接提供する者の総数 （常勤換算）	人	②	①のうち勤続年数7年以上の者の総数 （常勤換算）	人	有 ・ 無 □ ・ □
①	サービスを直接提供する者の総数 （常勤換算）	人						
②	①のうち勤続年数7年以上の者の総数 （常勤換算）	人						

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
(通所型サービス)

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 届出項目	☐ 1 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ☐ 2 サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) ☐ 3 サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

5 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が70%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	□ ・ □
	又は		
	①に占める③の割合が25%以上		
③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	□ ・ □	

(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が50%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	□ ・ □

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) ※介護福祉士等の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が40%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	□ ・ □
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無
	① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 (常勤換算)	人	□ ・ □

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、保険者の定めに基づき、提出又は事業所に保管すること。

(別紙16)

緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設等の区分	☐ 1 （介護予防）訪問看護事業所（訪問看護ステーション） ☐ 2 （介護予防）訪問看護事業所（病院又は診療所） ☐ 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ☐ 4 看護小規模多機能型居宅介護事業所
届出項目	☐ 1 緊急時（介護予防）訪問看護加算 ☐ 2 緊急時対応加算 ☐ 3 特別管理加算に係る体制 ☐ 4 ターミナルケア体制

1 緊急時（介護予防）訪問看護加算又は緊急時対応加算に係る届出内容

① 連絡相談を担当する職員) 人

保健師	人	常勤	人	非常勤	人
看護師	人	常勤	人	非常勤	人
保健師、看護師以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等に対応する体制となっているか。「有」にチェックを入れた場合、下記の欄に保健師、看護師以外の職員について記載すること。 ※緊急時（介護予防）訪問看護加算のみ					有 ・ 無
					☐ ・ ☐
保健師、看護師以外の職員					
理学療法士	人	常勤	人	非常勤	人
作業療法士	人	常勤	人	非常勤	人
言語聴覚士	人	常勤	人	非常勤	人
事務職員	人	常勤	人	非常勤	人
その他	人	常勤	人	非常勤	人

② 連絡方法

--

③ 連絡先電話番号

1	()	4	()
2	()	5	()
3	()	6	()

2 看護師等以外の職員が利用者又は家族等からの電話連絡を受ける場合に必要 体制 ※（介護予防）訪問看護事業所のみ	有 ・ 無
① 看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び 相談に対応する際のマニュアルが整備されていること。	☐ ・ ☐
② 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡 体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されていること。	☐ ・ ☐
③ 当該訪問看護ステーションの管理者は、連絡相談を担当する看護師等以外の 職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにすること。	☐ ・ ☐
④ 看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保健師 又は看護師へ報告すること。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告 内容等を訪問看護記録書に記録すること。	☐ ・ ☐
⑤ ①から④について、利用者及び家族等に説明し、同意を得ること。	☐ ・ ☐

マニュアル添付

3 緊急時（介護予防）訪問看護加算（Ⅰ）に係る届出内容（①又は②は必須項目） ※（介護予防）訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ	有 ・ 無
① 夜間対応した翌日の勤務間隔の確保	☐ ・ ☐
② 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続（2回）まで	☐ ・ ☐
③ 夜間対応後の暦日の休日確保	☐ ・ ☐
④ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫	☐ ・ ☐
⑤ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	☐ ・ ☐
⑥ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保	☐ ・ ☐

備考 緊急時の（介護予防）訪問看護、特別管理、ターミナルケアのそれぞれについて、体制を敷いている場合について提出してください。2の看護師等以外の職員が電話連絡の対応を行う場合には、2の①の「マニュアル」も添付してください。

(別紙16)

緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設等の区分	☐ 1 （介護予防）訪問看護事業所（訪問看護ステーション） ☐ 2 （介護予防）訪問看護事業所（病院又は診療所） ☐ 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

4 特別管理加算に係る体制の届出内容	有 ・ 無
① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	☐ ・ ☐
② 当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。	☐ ・ ☐
③ 病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備している。	☐ ・ ☐

5 ターミナルケア体制に係る届出内容	有 ・ 無
① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	☐ ・ ☐
② ターミナルケアの提供過程における利用者の心身状況の変化及びこれに対する看護の内容等必要な事項が適切に記録される体制を整備している。	☐ ・ ☐

専門管理加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設等の区分	☐ 1 (介護予防)訪問看護事業所(訪問看護ステーション) ☐ 2 (介護予防)訪問看護事業所(病院又は診療所) ☐ 3 看護小規模多機能型居宅介護事業所
届出事項	☐ 1 緩和ケア ☐ 2 褥瘡ケア ☐ 3 人工肛門ケア及び人工膀胱ケア ☐ 4 特定行為

専門管理加算に係る届出内容

1 緩和ケアに関する専門研修

氏名	氏名

2 褥瘡ケアに関する専門研修

氏名	氏名

3 人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに関する専門研修

氏名	氏名

4 特定行為研修

氏名	氏名

備考 1、2、3又は4の専門の研修を修了したことが確認できる文書(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。

遠隔死亡診断補助加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設等の区分	☐ 1 (介護予防)訪問看護事業所(訪問看護ステーション) ☐ 2 (介護予防)訪問看護事業所(病院又は診療所) ☐ 3 看護小規模多機能型居宅介護事業所
届出項目	遠隔死亡診断補助加算

遠隔死亡診断補助加算に係る届出内容

情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師

氏名	氏名

備考 研修を修了したことが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。

生活相談員配置等加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
事業所等の区分	☐ 1 通所介護事業所 ☐ 2 地域密着型通所介護事業所 ☐ 3 (介護予防) 短期入所生活介護事業所

生活相談員配置等加算に係る届出内容		有 ・ 無
通所介護	① 共生型通所介護費を算定している。	☐ ・ ☐
	② 生活相談員を、共生型通所介護の提供日ごとに、当該共生型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している。	☐ ・ ☐
	③ 当該生活相談員が、地域に貢献する活動を行っている。	☐ ・ ☐
地域密着型通所介護	① 共生型地域密着型通所介護費を算定している。	☐ ・ ☐
	② 生活相談員を、共生型地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該共生型地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している。	☐ ・ ☐
	③ 当該生活相談員が、地域に貢献する活動を行っている。	☐ ・ ☐
(介護予防) 短期入所生活介護	① 共生型短期入所生活介護費を算定している。	☐ ・ ☐
	② 生活相談員を、常勤換算方法で1名以上配置している。	☐ ・ ☐
	③ 当該生活相談員が、地域に貢献する活動を行っている。	☐ ・ ☐

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

中重度者ケア体制加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
事業所等の区分	☐ 1 通所介護事業所 ☐ 2 地域密着型通所介護事業所 ☐ 3 通所リハビリテーション事業所

中重度者ケア体制加算に係る届出内容			有 ・ 無
通所介護	①	指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	☐ ・ ☐
	②	指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上である。	☐ ・ ☐
	③	指定通所介護を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置している。	☐ ・ ☐
	④	共生型通所介護費を算定していない。	☐ ・ ☐
地域密着型通所介護	①	指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	☐ ・ ☐
	②	指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の30以上である。	☐ ・ ☐
	③	指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置している。	☐ ・ ☐
	④	共生型地域密着型通所介護費を算定していない。	☐ ・ ☐
通所リハビリテーション	①	指定居宅サービス等基準第111条第1項第2号イ又は同条第2項第1号に規定する要件を満たす員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保している。	☐ ・ ☐
	②	指定通所リハビリテーション事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上である。	☐ ・ ☐
	③	指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1名以上配置している。	☐ ・ ☐

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算)事業所名 _____
事業所番号 _____

1. 要介護3、要介護4または要介護5である者の割合の算出基準
-
- ☐
- 利用実人員数
- ☐
- 利用延人員数

2. 算定期間

- ☐
- ア. 前年度(3月を除く)の実績の平均
-
- ☐
- イ. 届出日の属する月の前3月

ア. 前年度(3月を除く)の実績の平均

	利用者の総数 (要支援者は 含めない)	要介護3、要介護4 または要介護5の 利用者数
4 月	人	人
5 月	人	人
6 月	人	人
7 月	人	人
8 月	人	人
9 月	人	人
10 月	人	人
11 月	人	人
12 月	人	人
1 月	人	人
2 月	人	人
合計	人	人
1月あたりの 平均	人	人

実績月数

割合

イ. 届出日の属する月の前3月

	利用者の総数 (要支援者は 含めない)	要介護3、要介護4 または要介護5の 利用者数
月	人	人
月	人	人
月	人	人
合計	人	人
1月あたりの 平均	人	人

割合

備考

- ・本資料は中重度者ケア体制加算に係る届出書を補完する資料としてご使用ください。
- ・「1. 要介護3、要介護4または要介護5である者の割合の算出基準」で、「利用実人員数」または「利用延人員数」のいずれかを選択してください。
- ・「2. 算定期間」でアまたはイの算定期間を選択してください。
前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所)については、前年度の実績(ア)による届出はできません。
- ・具体的な計算方法については、「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」問31をご参照ください。

認知症加算に係る届出書

(通所介護、地域密着型通所介護)

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
事業所等の区分	☐ 1 通所介護事業所 ☐ 2 地域密着型通所介護事業所

認知症加算に係る届出内容		有 ・ 無						
通所介護	① 指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	☐ ・ ☐						
	② 指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の占める割合が100分の15以上である。 <table border="1" data-bbox="432 943 1155 1070"> <tr> <td>① 利用者総数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② 対象者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③ ②÷①×100</td> <td>%</td> </tr> </table>	① 利用者総数	人	② 対象者	人	③ ②÷①×100	%	☐ ・ ☐
	① 利用者総数	人						
	② 対象者	人						
③ ②÷①×100	%							
③ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置している。	☐ ・ ☐							
④ 当該事業所の従業者に対する、認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的開催している。	☐ ・ ☐							
地域密着型通所介護	① 指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	☐ ・ ☐						
	② 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の占める割合が100分の15以上である。 <table border="1" data-bbox="432 1682 1155 1809"> <tr> <td>① 利用者総数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② 対象者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③ ②÷①×100</td> <td>%</td> </tr> </table>	① 利用者総数	人	② 対象者	人	③ ②÷①×100	%	☐ ・ ☐
	① 利用者総数	人						
	② 対象者	人						
③ ②÷①×100	%							
③ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置している。	☐ ・ ☐							
④ 当該事業所の従業者に対する、認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的開催している。	☐ ・ ☐							

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

利用者の割合に関する計算書(認知症加算)事業所名 _____
事業所番号 _____

1. 日常生活自立度のランクがⅢ以上の者の割合の算出基準

☐ 利用実人員数 ☐ 利用延人員数

2. 算定期間

☐ ア. 前年度(3月を除く)の実績の平均
☐ イ. 届出日の属する月の前3月

ア. 前年度(3月を除く)の実績の平均

	利用者の総数 (要支援者は 含めない)	日常生活自立度のランクⅢ、 Ⅳ又はMに該当する 利用者数
4 月	人	人
5 月	人	人
6 月	人	人
7 月	人	人
8 月	人	人
9 月	人	人
10 月	人	人
11 月	人	人
12 月	人	人
1 月	人	人
2 月	人	人
合計	人	人
1月あたりの 平均	人	人

実績月数

割合

イ. 届出日の属する月の前3月

	利用者の総数 (要支援者は 含めない)	日常生活自立度のランクⅢ、 Ⅳ又はMに該当する 利用者数
月	人	人
月	人	人
月	人	人
合計	人	人
1月あたりの 平均	人	人

割合

備考

- ・本資料は認知症加算((地域密着型)通所介護)に係る届出書を補完する資料としてご使用ください。
- ・「1. 日常生活自立度のランクがⅢ以上の者の割合の算出基準」で、「利用実人員数」または「利用延人員数」のいずれかを選択してください。
- ・「2. 算定期間」でアまたはイの算定期間を選択してください。
前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所)については、前年度の実績(ア)による届出はできません。
- ・具体的な計算方法については、「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」問31をご参照ください。

看護体制加算に係る届出書

事業所名				
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了	
施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設		☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設	
届出項目	☐ 1 看護体制加算（Ⅰ）イ		☐ 2 看護体制加算（Ⅰ）ロ	
	☐ 3 看護体制加算（Ⅱ）イ		☐ 4 看護体制加算（Ⅱ）ロ	

看護体制加算に関する届出内容

定員及び入所者の状況

定員		人	入所者数		人
----	--	---	------	--	---

看護職員の状況

保健師	常勤	人	常勤換算	人
看護師	常勤	人	常勤換算	人
准看護師	常勤	人	常勤換算	人

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

24時間常時連絡できる体制を整備している。	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
-----------------------	--

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設		☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設
	☐ 3 短期入所生活介護		

配置要件① 最低基準に加えて配置する人員が「0.9人配置」

① 入所（利用）者数							
人							
② 見守り機器を導入して見守りをを行っている対象者数							
人							
③ ①に占める②の割合							
%	→ 10%以上						
④ 導入機器							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">製造事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">用 途</td> <td></td> </tr> </table>	名 称		製造事業者		用 途		
名 称							
製造事業者							
用 途							
⑤ 導入機器の継続的な使用（9週間以上）							
⑥ 導入機器を安全かつ有効に活用するための委員会における、ヒヤリハット・介護事故が減少していることの確認、必要な分析・検討等							

有 ・ 無

☐ ・ ☐

有 ・ 無

☐ ・ ☐

☐ ・ ☐

① 入所（利用）者全員に見守り機器を使用	有 ・ 無 ☐ ・ ☐						
② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用	☐ ・ ☐						
③ 導入機器							
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%;">名 称</td><td></td></tr><tr><td>製造事業者</td><td></td></tr><tr><td>用 途</td><td></td></tr></table>	名 称		製造事業者		用 途		
名 称							
製造事業者							
用 途							
④ 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも３か月以上実施	有 ・ 無						
i 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の設置	☐ ・ ☐						
ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮	☐ ・ ☐						
iii 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）	☐ ・ ☐						
iv 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施	☐ ・ ☐						
v 夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施	☐ ・ ☐						
⑤ ④ i の委員会で安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認	☐ ・ ☐						

備考3 テクノロジーを導入した場合の介護老人福祉施設の夜間の人員配置基準（従来型）を適用する場合は、当該加算の配置要件②の「0.6人配置」を「0.8人配置」に読み替えるものとする。

生産性向上推進体制加算に係る届出書

事業所番号					
事業所名					
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了				
施設種別	1 短期入所生活介護	2 短期入所療養介護	3 特定施設入居者生活介護		
	4 小規模多機能型居宅介護	5 認知症対応型共同生活介護	6 地域密着型特定施設入居者生活介護		
	7 地域密着型介護老人福祉施設	8 看護小規模多機能型居宅介護	9 介護老人福祉施設		
	10 介護老人保健施設	11 介護医療院	12 介護予防短期入所生活介護		
	13 介護予防短期入所療養介護	14 介護予防特定施設入居者生活介護	15 介護予防小規模多機能型居宅介護		
	16 介護予防認知症対応型共同生活介護				
届出区分	1 生産性向上推進体制加算 (I) 2 生産性向上推進体制加算 (II)				

生産性向上推進体制加算 (I) に係る届出

① 加算 (II) のデータ等により業務改善の取組による成果を確認 有・無

② 以下の i ~ iii の項目の機器をすべて使用

i 入所 (利用) 者全員に見守り機器を使用 有・無

ii 職員全員がインカム等のICTを使用 有・無

iii 介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICTを使用 有・無

(導入機器)

名 称	
製造事業者	
用 途	

③ 職員間の適切な役割分担 (いわゆる介護助手の活用等) の取組等を実施 有・無

④ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 (以下「委員会」という。) において、以下のすべての項目について必要な検討を行い、当該項目の実施を確認

i ②の機器を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保 有・無

ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 有・無

iii 機器の不具合の定期チェックの実施 (メーカーとの連携を含む) 有・無

iv 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する教育の実施 有・無

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）に係る届出

① 以下の i ～ iii の項目の機器のうち 1 つ以上を使用

i 入所（利用）者 1 名以上に見守り機器を使用

有・無

入所（利用）者数	人
見守り機器を導入して見守りを行っている対象者数	人

ii 職員全員がインカム等の ICT を使用

有・無

iii 介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に
資する ICT を使用

有・無

（導入機器）

名 称	
製造事業者	
用 途	

② 委員会において、以下のすべての項目について必要な検討を行い、当該項目の実施を確認

i ①の機器を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保

有・無

ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮

有・無

iii 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）

有・無

iv 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職
員に対する教育の実施

有・無

備考 1 加算（Ⅰ）の要件①については、当該要件に係る各種指標に関する調査結果のデータを提出すること。

備考 2 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、
指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考 3 本加算を算定する場合は、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告すること。

備考 4 届出にあたっては、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例
等の提示について」）を参照すること。

入居継続支援加算に係る届出書

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 特定施設入居者生活介護 ☐ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護
4 届出区分	☐ 1 入居継続支援加算（Ⅰ） ☐ 2 入居継続支援加算（Ⅱ）

4 入居継続支援加算（Ⅰ）に係る届出

4 入居継続支援加算（Ⅰ）に係る届出

入居者の状況 及び介護福祉 士の状況	入居者の状況			
	①	入居者（要介護）総数	人	有 ・ 無
	②	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人	①に占める ②の割合が 15%以上 □ ・ □
	又は			
	③	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び「尿道カテーテル留置を実施している状態」、「在宅酸素療法を実施している状態」、「インスリン注射を実施している状態」のいずれかに該当する者の数	人	①に占める ③の割合が 15%以上 □ ・ □
	看護職員の状況			有 ・ 無
	④	常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている。		□ ・ □
※④は、③が「有」に該当する場合のみ届け出ること。				
介護福祉士の割合				有 ・ 無
⑤	介護福祉士数	常勤換算	人	介護福祉士 数： 入所者数が 1：6以上 □ ・ □
事業所の状況				有 ・ 無
⑥	人員基準欠如に該当していない。			□ ・ □

5 入居継続支援加算（Ⅱ）に係る届出

入居者の状況 及び介護福祉士 の状況	入居者の状況				
	①	入居者（要介護）総数	人	有 ・ 無	
	②	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人	→ ①に占める②の割合が5%以上	□ ・ □
	又は				
	③	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び「尿道カテーテル留置を実施している状態」、「在宅酸素療法を実施している状態」、「インスリン注射を実施している状態」のいずれかに該当する者の数	人	→ ①に占める③の割合が5%以上	□ ・ □
	看護職員の状況				
④	常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている。			有 ・ 無 □ ・ □	
※④は、③が「有」の場合に届け出ること。					
介護福祉士の割合				有 ・ 無	
⑤	介護福祉士数	常勤換算	人	→ 介護福祉士数：入所者数が1：6以上	□ ・ □
事業所の状況					
⑥	人員基準欠如に該当していない。			有 ・ 無 □ ・ □	

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書

1 事業所名					
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了				
3 施設種別	☐ 1 特定施設入居者生活介護 ☐ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護				
4 届出区分	☐ 1 入居継続支援加算（Ⅰ） ☐ 2 入居継続支援加算（Ⅱ）				
5-1 入居継続支援加算（Ⅰ）に係る届出					
入居者の状況 及び介護福祉士 の状況	入居者の状況				
	①	入居者（要介護）総数	人	有 ・ 無	
	②	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人 →	①に占める ②の割合が 15%以上	□ ・ □
	又は				
	③	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び「尿道カテーテル留置を実施している状態」、「在宅酸素療法を実施している状態」、「インスリン注射を実施している状態」のいずれかに該当する者の数	人 →	①に占める ③の割合が 15%以上	□ ・ □
	看護職員の状況				
	④	常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている。		有 ・ 無 □ ・ □	
	※④は、③が「有」の場合に届け出ること。				
介護福祉士の割合					
⑤	介護福祉士数	常勤換算	人 →	介護福祉士数： 入所者数が 1：7以上	有 ・ 無 □ ・ □
事業所の状況					
⑥	人員基準欠如に該当していない。			有 ・ 無 □ ・ □	

5-2 入居継続支援加算（Ⅱ）に係る届出

入居者の状況及び介護福祉士の状況

入居者の状況

①

入居者（要介護）総数

人

②

①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数

人

又は

③

①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び「尿道カテーテル留置を実施している状態」、「在宅酸素療法を実施している状態」、「インスリン注射を実施している状態」のいずれかに該当する者の数

人

①に占める②の割合が5%以上

①に占める③の割合が5%以上

看護職員の状況

④

常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている。

※④は、③が「有」の場合に届け出ること。

介護福祉士の割合

⑤

介護福祉士数

常勤換算

人

介護福祉士数：入所者数が1：7以上

事業所の状況

⑥

人員基準欠如に該当していない。

5 テクノロジーの使用状況

以下の①から④の取組をすべて実施していること。

①

テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下のi～iiiの項目の機器を使用

i

入所者全員に見守り機器を使用

ii

職員全員がインカムを使用

iii

介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用

iv

移乗支援機器を使用

（導入機器）

名 称

製造事業者

用 途

②

利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施

i

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に

ii

職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件へ

iii

機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）

iv

職員に対するテクノロジー活用に関する教育

③

②のiの委員会で安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認

④

ケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して実施

備考1 要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 5②iの委員会には、介護福祉士をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。

夜間看護体制加算に係る届出書

1. 事業所名			
2. 異動区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
3. 施設種別	☐ 1 特定施設入居者生活介護 ☐ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護		
4. 届出項目	☐ 1 夜間看護体制加算（Ⅰ） ☐ 2 夜間看護体制加算（Ⅱ）		
5. 夜間看護体制加算（Ⅰ）に係る届出内容			
看護職員の状況			
保健師	常勤	人	
看護師	常勤	人	
准看護師	常勤	人	
			有 ・ 無
当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が一名以上である。			☐ ・ ☐
必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している。			☐ ・ ☐
重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている。			☐ ・ ☐
6. 夜間看護体制加算（Ⅱ）に係る届出内容			
看護職員の状況			
保健師	常勤	人	
看護師	常勤	人	
准看護師	常勤	人	
			有 ・ 無
24時間常時連絡できる体制を整備している。			☐ ・ ☐
必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している。			☐ ・ ☐
重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている。			☐ ・ ☐

看取り介護体制に係る届出書

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設 ☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設		

看取り介護体制に関する届出内容

看護職員の状況

看護師	常勤	人
-----	----	---

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

	有 ・ 無
① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	☐ ・ ☐
② 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に説明し、同意を得る体制を整備している。	☐ ・ ☐
③ 医師、看護職員、生活相談員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している。	☐ ・ ☐
④ 看取りに関する職員研修を行う体制を整備している。	☐ ・ ☐
⑤ 看取りを行う際の個室又は静養室の利用が可能となる体制を整備している。	☐ ・ ☐
⑥ 配置医師緊急時対応加算の算定体制の届出をしている。	☐ ・ ☐
⑦ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っている。	☐ ・ ☐

看取り介護体制に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設種別	☐ 1 特定施設入居者生活介護 ☐ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護

1 看取り介護体制に関する届出内容（看取り介護加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通）

看護職員の状況

看護師	常勤	人
-----	----	---

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

	有 ・ 無
① 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に説明し、同意を得る体制を整備している。	☐ ・ ☐
② 医師、看護職員、生活相談員、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者による協議の上、施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している。	☐ ・ ☐
③ 看取りに関する職員研修を行う体制を整備している。	☐ ・ ☐
④ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っている。	☐ ・ ☐
⑤ 夜間看護体制加算の届出をしている。	☐ ・ ☐

高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 ☐ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 ☐ 3 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ☐ 4 介護老人福祉施設 ☐ 5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ☐ 6 介護老人保健施設 ☐ 7 介護医療院
4 届出項目	☐ 1 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) ☐ 2 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)

5 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) に係る届出	
連携している第二種協定指定医療機関	
医療機関名	医療機関コード
院内感染対策の研修または訓練を行った医療機関または地域の医師会	
医療機関名 (※1)	医療機関コード
医療機関が届け出ている診療報酬	☐ 1 感染対策向上加算 1 ☐ 2 感染対策向上加算 2 ☐ 3 感染対策向上加算 3 ☐ 4 外来感染対策向上加算
地域の医師会の名称 (※1)	
院内感染対策に関する研修又は訓練に参加した日時	年 月 日

6 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) に係る届出	
施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を行った医療機関の名称	
医療機関名	医療機関コード
医療機関が届け出ている診療報酬	☐ 1 感染対策向上加算 1 ☐ 2 感染対策向上加算 2 ☐ 3 感染対策向上加算 3
実地指導を受けた日時	年 月 日

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) で実地指導を行う医療機関等は、診療報酬の感染対策向上加算に係る届出を行っている必要がある。

備考3 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) 及び (Ⅱ) は併算定が可能である。

備考4 「院内感染対策の研修または訓練を行った医療機関または地域の医師会」については、医療機関名又は地域の医師会の名称のいずれかを記載してください。医療機関名を記載する場合には、当該医療機関が届け出ている診療報酬の種類を併せて記載してください。

(※1) 研修若しくは訓練を行った医療機関又は地域の医師会のいずれかを記載してください。

日常生活継続支援加算に関する届出書
(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設)

1 事業所名			
2 異動区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設		☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設
4 届出項目	☐ 1 日常生活継続支援加算（Ⅰ）		☐ 2 日常生活継続支援加算（Ⅱ）

5 入所者の 介護 状況	入所者の状況 （下表については①を記載した場合は②若しくは③のいずれかを、④を記載した場合は⑤を必ず記載すること。）			有 ・ 無		
	①	前6月又は前12月の新規新規入所者の総数	人		①に占める ②の割合が 70%以上 ①に占める ③の割合が 65%以上	
	②	①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数	人			④に占める ⑤の割合が 15%以上
	③	①のうち入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数	人			
	④	入所者総数	人			
	⑤	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人			
	介護福祉士の割合				介護福祉士 数：入所者 数が1：6 以上	
介護福祉士数	常勤換算	人				

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

備考2 ①で前6月（前12月）の新規入所者の総数を用いる場合、②及び③については、当該前6月（前12月）の新規入所者の総数に占めるそれぞれの要件に該当する者の数を記載してください。

テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書

1 事業所名			
2 異動区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設	☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設	
4 届出項目	☐ 1 日常生活継続支援加算（Ⅰ）	☐ 2 日常生活継続支援加算（Ⅱ）	

5 入所者の状況及び介護福祉士の状況	入所者の状況 (下表については①を記載した場合は②若しくは③のいずれかを、④を記載した場合は⑤を必ず記載すること。)			有 ・ 無						
	①	前6月又は前12月の新規新規入所者の総数	人		①に占める②の割合が70%以上 ①に占める③の割合が65%以上					
	②	①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数	人							
	③	①のうち入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数	人							
	④	入所者総数	人		④に占める⑤の割合が15%以上					
	⑤	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人							
介護福祉士の割合				有 ・ 無						
介護福祉士数	常勤換算	人	介護福祉士数：入所者数が1：7以上							
6 テクノロジーの使用状況	以下の①から④の取組をすべて実施していること。			有 ・ 無						
	① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下のⅰ～ⅲの項目の機器を使用									
	ⅰ 入所者全員に見守り機器を使用									
	ⅱ 職員全員がインカムを使用									
	ⅲ 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用									
	ⅳ 移乗支援機器を使用 (導入機器)									
	<table><tr><td>名 称</td><td></td></tr><tr><td>製造事業者</td><td></td></tr><tr><td>用 途</td><td></td></tr></table>				名 称		製造事業者		用 途	
	名 称									
	製造事業者									
	用 途									
② 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施										
ⅰ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置										
ⅱ 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮										
ⅲ 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）										
ⅳ 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施										
③ ②のⅰの委員会で安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認										
④ ケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して実施										

備考1 要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 5①で前6月（前12月）の新規入所者の総数を用いる場合、②及び③については、当該前6月（前12月）の新規入所者の総数に占めるそれぞれの要件に該当する者の数を記載すること。

備考3 6②ⅰの委員会には、介護福祉士をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。

栄養マネジメント体制に関する届出書

1 事業所名																									
2 異動区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了																						
3 施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設 ☐ 2 介護老人保健施設 ☐ 3 地域密着型介護老人福祉施設 ☐ 4 介護医療院																								
4 栄養マネジメントの状況	1. 基本サービス（栄養ケア・マネジメントの実施） 栄養マネジメントに関わる者（注） <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>医 師</td><td></td></tr> <tr><td>歯科医師</td><td></td></tr> <tr><td>管 理 栄 養 士</td><td></td></tr> <tr><td>看 護 師</td><td></td></tr> <tr><td>介護支援専門員</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 2. 栄養マネジメント強化加算 <table border="1"> <tr> <td>a. 入所者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>b. 栄養マネジメントを実施している管理栄養士の総数（常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>c. 給食管理を行っている常勤栄養士（b. の管理栄養士は含まない）</td> <td>人</td> </tr> </table> → 入所者数を50で除した数以上 （給食管理を行う常勤栄養士が1名以上配置されている場合）70で除した数以上			職 種	氏 名	医 師		歯科医師		管 理 栄 養 士		看 護 師		介護支援専門員						a. 入所者数	人	b. 栄養マネジメントを実施している管理栄養士の総数（常勤換算）	人	c. 給食管理を行っている常勤栄養士（b. の管理栄養士は含まない）	人
職 種	氏 名																								
医 師																									
歯科医師																									
管 理 栄 養 士																									
看 護 師																									
介護支援専門員																									
a. 入所者数	人																								
b. 栄養マネジメントを実施している管理栄養士の総数（常勤換算）	人																								
c. 給食管理を行っている常勤栄養士（b. の管理栄養士は含まない）	人																								

注 「栄養マネジメントに関わる者」には、共同で栄養ケア計画を作成している者の職種及び氏名を記入してください。

※ 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

配置医師緊急時対応加算に係る届出書

事業所名		
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了	
施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設 ☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設	

配置医師緊急時対応加算に関する届出内容

配置医師名

連携する協力医療機関

協力医療機関名	医療機関コード					

	有	・	無
① 看護体制加算（Ⅱ）を算定している。	☐	・	☐
② 入所者に対する注意事項や病状等の情報共有並びに、曜日や時間帯ごとの配置医師又は協力医療機関との連絡方法や診察を依頼するタイミング等について、配置医師又は協力医療機関と施設の間で具体的な取り決めがなされている。	☐	・	☐
③ 複数名の配置医師を置いている、若しくは配置医と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保している。	☐	・	☐
④ ②及び③の内容について届出を行っている。	☐	・	☐

備考1 配置医師については、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発0331002）別紙様式「特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等について」に記載された配置医師を記載してください。

備考2 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

事業所名		
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設種別	☐ 1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ☐ 2 介護老人福祉施設 ☐ 3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ☐ 4 介護老人保健施設 ☐ 5 介護医療院	
届出項目	☐ 1 認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	☐ 2 認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)

		有	無
1. 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）に係る届出内容			
(1) 利用者又は入所者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の割合が50%以上である		☐	☐
① 利用者又は入所者の総数	注		
② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数			
③ ②÷①×100			
注 届出日の属する月の前3月の各月末時点の利用者又は入所者の数の平均で算定。			
(2) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を必要数以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる		☐	☐
認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者の数			
(3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している		☐	☐
(4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている		☐	☐
2. 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）に係る届出内容			
(1) 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）の（1）、（3）、（4）に該当している ※認知症チームケア推進加算（Ⅰ）に係る届出内容（1）、（3）、（4）も記入すること。		☐	☐
(2) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を必要数以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる		☐	☐
認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数			

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

褥瘡マネジメント加算に関する届出書

1 事業所名																						
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了																					
3 施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設 ☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ☐ 3 介護老人保健施設 ☐ 4 看護小規模多機能型居宅介護																					
4 褥瘡マネジメントの状況	褥瘡マネジメントに関わる者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>医 師</td><td></td></tr> <tr><td>歯科医師</td><td></td></tr> <tr><td>看 護 師</td><td></td></tr> <tr><td>管 理 栄 養 士</td><td></td></tr> <tr><td>介護支援専門員</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		職 種	氏 名	医 師		歯科医師		看 護 師		管 理 栄 養 士		介護支援専門員									
職 種	氏 名																					
医 師																						
歯科医師																						
看 護 師																						
管 理 栄 養 士																						
介護支援専門員																						

※ 「褥瘡マネジメントに関わる者」には、共同で褥瘡ケア計画を作成している者の職種及び氏名を記入してください。

総合マネジメント体制強化加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設等の区分	☐ 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ☐ 2 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 3 看護小規模多機能型居宅介護事業所
届出項目	☐ 1 総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ) ☐ 2 総合マネジメント体制強化加算 (Ⅱ)

1 総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ) に係る体制の届出内容

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護		有 ・ 無
①	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っている。	☐ ・ ☐
②	地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っている。	☐ ・ ☐
③	日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。	☐ ・ ☐
④	地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。	☐ ・ ☐
⑤	事業所の特性に応じて1つ以上実施している 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っている。	☐ ・ ☐
	地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。	
	市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している。	
	地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っている。	
○(介護予防) 小規模多機能型居宅介護		
①	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている。	☐ ・ ☐
②	利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している。	☐ ・ ☐
③	日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。	☐ ・ ☐
④	必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	☐ ・ ☐
⑤	事業所の特性に応じて1つ以上実施している 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。	☐ ・ ☐
	障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている。	
	地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。	
	市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している。	

○看護小規模多機能型居宅介護		
①	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている。	☐ ・ ☐
②	地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っている。	☐ ・ ☐
③	利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している。	☐ ・ ☐
④	日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。	☐ ・ ☐
⑤	必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	☐ ・ ☐
⑥	事業所の特性に応じて1つ以上実施している	☐ ・ ☐
	地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。	
	障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている。	
	地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。	
	市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している。	

2 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）に係る体制の届出内容

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ※該当する要件は、「総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）に係る体制の届出内容」に記入すること。		有 ・ 無
①	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）の基準の①～②のいずれにも該当している。	☐ ・ ☐
○看護小規模多機能型居宅介護 ※該当する要件は、「総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）に係る体制の届出内容」に記入すること。		
①	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）の基準の①～③のいずれにも該当している。	☐ ・ ☐

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

24時間通報対応加算に係る届出書（夜間対応型訪問介護事業所）

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了

24時間通報対応加算に係る届出内容	有 ・ 無
① 日中のオペレーションセンターサービスに必要な人員を確保している。	☐ ・ ☐
② 利用者の通報から緊急対応が必要と認められる場合に、連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保している。	☐ ・ ☐
③ 連携する全ての指定訪問介護事業所と利用者がサービスの利用に係る契約を締結している。	☐ ・ ☐
④ 連携する指定訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握している。	☐ ・ ☐
⑤ 対象となる利用者の夜間の同居家族等の状況の把握に加え、日中における居宅サービス利用状況等を把握している。	☐ ・ ☐
⑥ 利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について、記録を行う。	☐ ・ ☐

連携する指定訪問介護事業所

事業所名	
事業所名	
事業所名	
事業所名	

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書

(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
事業所等の区分	☐ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 2 看護小規模多機能型居宅介護事業所

	有	・	無																		
1. 認知症加算（Ⅰ）に係る届出内容 (1) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数に応じて必要数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数</td><td style="width: 20%; text-align: right;">人</td></tr> </table> 【参考】 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数</th><th>研修修了者の必要数</th></tr> <tr> <td>20人未満</td><td>1以上</td></tr> <tr> <td>20以上30未満</td><td>2以上</td></tr> <tr> <td>30以上40未満</td><td>3以上</td></tr> <tr> <td>40以上50未満</td><td>4以上</td></tr> <tr> <td>50以上60未満</td><td>5以上</td></tr> <tr> <td>60以上70未満</td><td>6以上</td></tr> <tr> <td>～</td><td>～</td></tr> </table> (2) 従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している (4) 事業所において介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数	20人未満	1以上	20以上30未満	2以上	30以上40未満	3以上	40以上50未満	4以上	50以上60未満	5以上	60以上70未満	6以上	～	～	□	・	□
認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人																				
日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数																				
20人未満	1以上																				
20以上30未満	2以上																				
30以上40未満	3以上																				
40以上50未満	4以上																				
50以上60未満	5以上																				
60以上70未満	6以上																				
～	～																				
2. 認知症加算（Ⅱ）に係る届出内容 (1) 認知症加算（Ⅰ）の(1)・(2)の基準のいずれにも該当している ※認知症加算（Ⅰ）に係る届出内容(1)・(2)も記入すること。	□	・	□																		

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修を、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る適切な研修を指す。

※認知症看護に係る適切な研修：①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」(認定証が発行されている者に限る)

備考3 認知症加算（Ⅰ）の算定にあつては、認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになる。

訪問体制強化加算に係る届出書

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
施設等の区分	☐ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 2 看護小規模多機能型居宅介護事業所		

訪問体制強化加算に係る届出内容		有 ・ 無					
1 職員配置の状況	事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置している。 ※ただし、看護小規模多機能型居宅介護の場合、看護サービスを除く。また、常勤の従業者については、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を除く。	☐ ・ ☐					
2 事業所の状況	事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅であって登録を受けたもの）を併設している。	☐ ・ ☐					
3 サービス提供の状況	(1) 事業所が同一建物に集合住宅を併設していない（2で無を選択した）場合 訪問回数が1月当たり延べ200回以上である。	☐ ・ ☐					
	(2) 事業所が同一建物に集合住宅を併設している（2で有を選択した）場合 ①に占める②の割合が50%以上	☐ ・ ☐					
	<table border="1"> <tr> <td>① 登録者の総数</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② 同一建物居住者以外の者（（看護）小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者）の数</td> <td></td> <td>人</td> </tr> </table> ②の者に対する訪問回数が1月当たり延べ200回以上である。	① 登録者の総数		人	② 同一建物居住者以外の者（（看護）小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者）の数		人
① 登録者の総数		人					
② 同一建物居住者以外の者（（看護）小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者）の数		人					

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

夜間支援体制加算に係る届出書（（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所）

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
届出項目	☐ 1 夜間支援体制加算（Ⅰ） ☐ 2 夜間支援体制加算（Ⅱ）

1 夜間支援体制加算に係る届出内容

① 共同生活住居の数 ユニット ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。 ③ 共同生活住居1ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1の介護従業者を配置している。 ④ ③へ加配をしている。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>イ 常勤換算方法で1人以上の夜勤を行う介護従業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 見守り機器等を導入した場合で 常勤換算方法で0.9人以上の夜勤を行う介護従業者 ※「2 見守り機器等を導入した場合の配置要件に該当する届出項目における必要事項」も記入すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 事業所内で宿直勤務に当たる者が1以上</td> <td></td> </tr> </table>	イ 常勤換算方法で1人以上の夜勤を行う介護従業者		ロ 見守り機器等を導入した場合で 常勤換算方法で0.9人以上の夜勤を行う介護従業者 ※「2 見守り機器等を導入した場合の配置要件に該当する届出項目における必要事項」も記入すること。		ハ 事業所内で宿直勤務に当たる者が1以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
イ 常勤換算方法で1人以上の夜勤を行う介護従業者							
ロ 見守り機器等を導入した場合で 常勤換算方法で0.9人以上の夜勤を行う介護従業者 ※「2 見守り機器等を導入した場合の配置要件に該当する届出項目における必要事項」も記入すること。							
ハ 事業所内で宿直勤務に当たる者が1以上							

2 見守り機器等を導入した場合の配置要件に該当する届出項目における必要事項

① 利用者数 人 ② 見守り機器を導入して見守りを行っている対象者数 人 ③ ①に占める②の割合 % → 10%以上 ④ 導入機器 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用 途</td> <td></td> </tr> </table> ⑤ 導入機器の継続的な使用（9週間以上） ⑥ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている。	名 称		製造事業者		用 途		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ 有 ・ 無 ☐ ・ ☐
名 称							
製造事業者							
用 途							

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

(別紙47)

看取り介護加算に係る届出書（認知症対応型共同生活介護事業所）

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了

看取り介護加算に係る届出内容	有 ・ 無
① 医療連携体制加算（Ⅰ）イ～（Ⅰ）ハのいずれかを算定している。	☐ ・ ☐
② 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に当該指針の内容を説明し、同意を得ている。	☐ ・ ☐
③ 看取りに関する指針について、医師、看護職員（※）、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、見直しを行う。	☐ ・ ☐
④ 看取りに関する職員研修を行っている。	☐ ・ ☐
⑤ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っている。	☐ ・ ☐

※ 看護職員は事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出書（認知症対応型共同生活介護事業所）

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
届出項目	☐ 1 医療連携体制加算（Ⅰ）イ ☐ 2 医療連携体制加算（Ⅰ）ロ ☐ 3 医療連携体制加算（Ⅰ）ハ		

○医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出内容		有 ・ 無
・ 医療連携体制加算（Ⅰ）イ～（Ⅰ）ハ共通		
指針整備等の状況	① 利用者が重度化した場合の対応に係る指針を定めている。 ② ①で定めた指針の内容を、入居に際して利用者又はその家族等に説明し同意を得ている。	☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
・ 医療連携体制加算（Ⅰ）イ		
看護体制の状況	① 事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1名以上配置している。 ② 事業所の職員である看護師又は病院等の看護師との連携により24時間連絡できる体制を確保している。	☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
・ 医療連携体制加算（Ⅰ）ロ		
看護体制の状況	① 事業所の職員として看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している。 ② 事業所の職員である看護職員（※1）又は病院等の看護師との連携により24時間連絡できる体制を確保している。	☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
・ 医療連携体制加算（Ⅰ）ハ		
看護体制の状況	① 事業所の職員として又は病院等（※2）との連携により、看護師を1名以上確保している。 ② 看護師により24時間連絡できる体制を確保している。	☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
※1 事業所の職員として配置している看護職員が准看護師のみである場合は、病院等の看護師により24時間連絡できる体制を確保することが必要。 ※2 「病院等」は「病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーション」を指す。		

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

医療連携体制加算（Ⅱ）に係る届出書（認知症対応型共同生活介護事業所）

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了

医療連携体制加算（Ⅱ）に係る届出内容	有 ・ 無
① 医療連携体制加算（Ⅰ）イ～（Ⅰ）ハのいずれかを算定している。	☐ ・ ☐
② 算定日の属する月の前3月間において、下記いずれかに該当する状態の利用者が1人以上である。	☐ ・ ☐
（ア）喀痰吸引を実施している状態	
（イ）呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	
（ウ）中心静脈注射を実施している状態	
（エ）人工腎臓を実施している状態	
（オ）重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	
（カ）人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態	
（キ）経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態	
（ク）褥瘡に対する治療を実施している状態	
（ケ）気管切開が行われている状態	
（コ）留置カテーテルを使用している状態	
（サ）インスリン注射を実施している状態	

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

看護体制及びサテライト体制に係る届出書（看護小規模多機能型居宅介護事業所）

事業所名				
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了	
届出項目	☐ 1 看護体制強化加算（Ⅰ）	☐ 2 看護体制強化加算（Ⅱ）		
	☐ 3 訪問看護体制減算	☐ 4 サテライト体制未整備減算		

○ 看護体制強化加算に係る届出内容

1 看護サービスの提供状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 80%以上	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	②	①のうち主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人		
2 緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 50%以上	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
3 特別管理加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 20%以上	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	②	①のうち特別管理加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定した実利用者数	人		
4 ターミナルケア加算の算定状況	①	前12か月間のターミナルケア加算の算定人数	人	→ 1人以上	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
5 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされている					有 ・ 無 ☐ ・ ☐

○ 訪問看護体制減算に係る届出内容

1 看護サービスの提供状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 30%未満	有 ・ 無 □ ・ □
	②	①のうち主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人		
2 緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 30%未満	有 ・ 無 □ ・ □
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
3 特別管理加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 5%未満	有 ・ 無 □ ・ □
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人		

○ サテライト体制未整備減算に係る届出内容

1 訪問看護体制減算の届出状況				有 ・ 無
	①	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所における訪問看護体制減算の届出		□ ・ □
	②	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における訪問看護体制減算の届出		□ ・ □